

自家発電設備の点検には、 負荷運転が必要です！

消防法第17条の3の3により、消防用設備等の定期の点検と報告が義務付けられており、点検の未実施・未報告については、**消防法違反**となります。



自家発電設備の負荷運転の実施について

- 自家発電設備の負荷運転が実施されているか確認して、未実施の場合は負荷運転を実施し、管轄所に報告をお願いいたします。

負荷運転の目的について

- 自家発電設備は、消防用設備等と同様に消防法第17条の3の3の規定により定期的な点検及び消防機関への報告が義務づけられており、1年に1度の総合点検に負荷運転を実施することが求められています。
- 自家発電設備に電力を必要とする機器を接続し、それらに電力を供給して稼働させる際に自家発電設備に異音や漏油等の異常がみられないか確認するとともに、排出系統内の未燃料を除去することができます。

自家発電設備の点検について

点検基準（昭和50年10月16日付け消防庁予防課長通知「消防庁告示第14号」）

- 運転状況
漏油、異臭、不規則音、異常な振動、発熱等がなく、運転が正常であること。
- 換気
給気及び排気の状態が適正であること。

点検要領（平成14年6月11日付け消防庁予防課長通知「消防予第172号」）

- 運転状況
疑似負荷装置、実負荷等により、定格回転速度及び定格出力の30%以上の負荷で必要な時間連続運転を行い確認する、
- 換気
定格出力の30%以上の負荷運転中、発電機室内又はキュービクル内の換気の状態を室内温度等により確認する。

！ 注意

点検基準のとおり自家発電設備の「負荷運転」が実施されなければ、**特例認定の取消等**の対象となるおそれがありますので、早急に対応をお願いいたします。

お問い合わせ

田川地区消防本部 予防課

☎0947-44-6256

田川地区消防署

本署

（田川市・香春町）

☎0947-44-0650

/ 川崎分署（川崎町）

☎0947-72-3007

金田分署（福智町・糸田町）

☎0947-22-0307

/ 添田分署（大任町・添田町・赤村）

☎0947-82-0500